

平成二十三年十二月五日提出  
質問第九三号

北朝鮮での日朝サッカー代表戦における同国の非礼に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

北朝鮮での日朝サッカー代表戦における同国の非礼に関する再質問主意書

本年十一月十五日、北朝鮮の首都平壤で、サッカーワールドカップアジア第三次予選の日本代表対北朝鮮代表の試合が行われた。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七九第六一号）を踏まえ、再質問する。

- 一 国歌の定義如何。
- 二 我が国の国歌は何か。
- 三 国旗の定義如何。
- 四 我が国の国旗は何か。
- 五 主権国家は互いにそれぞれの国歌、国旗に対して敬意を表し、尊重し合うことが、国際社会の一般的な常識として確立していると考えるが、政府の認識如何。
- 六 我が国の国歌、国旗を侮辱する行為がなされた時、それは我が国、我が国国民を侮辱することと同義であり、政府は当該行為に対して厳正な対応をとる義務を負っていると考えるが、野田佳彦内閣総理大臣の見解如何。

七 我が国の国歌、国旗を侮辱する行為がなされたことに対し、政府としてそのような行為がなされた国に

対して抗議をしたことは過去にあるか。あるのなら、その具体的事例をいくつか挙げられたい。

八 今回の日朝戦に際し、日本代表選手が北朝鮮に入国しようとした際、税関で厳重な検査を受け、練習の開始が著しく遅れる、そして試合開始に当たり我が国の国歌「君が代」が斉唱される際、会場から大ブーイングが起きるといふ、我が国に対する侮辱、非礼と言わざるを得ない行為が北朝鮮側によってなされたことに関し、前回質問主意書で、同国に対して政府として抗議をすべきではないのかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の試合において我が国の国歌に対して北朝鮮の観客から友好的とは言えない態度が示されたことは、スポーツを通じた交流の精神に照らして好ましくないと考えるが、当該試合のための日本代表選手の北朝鮮への渡航の手續や当該試合の運営方法は、財団法人日本サッカー協会が北朝鮮サッカー協会と調整を行ってきた経緯があることから、御指摘のような税関における対応や会場における観客の行為については、財団法人日本サッカー協会が検証し、対応していると承知している。したがって、政府としては、現時点において、北朝鮮当局に対して抗議を行うことは考えていない。」と、そのようなことを行う考えはない旨の答弁がなされている。サッカーの試合自体は財団法人日本サッカー協会が直接関与したものであることは理解するが、我が国の国歌に対する侮辱、そして国民でもある選手に対す

る非礼に関しては、同協会に任せるのではなく、政府が前面に立って北朝鮮に毅然たる抗議をし、謝罪を求めるのが筋ではないのか。「北朝鮮当局に対して抗議を行うことは考えていない。」とするのは、政府の怠慢に他ならないと考えるが、野田総理の見解如何。

右質問する。